

令和8年1月1日から、 取適法の対象が特定運送委託まで拡大します。

取適法とは？

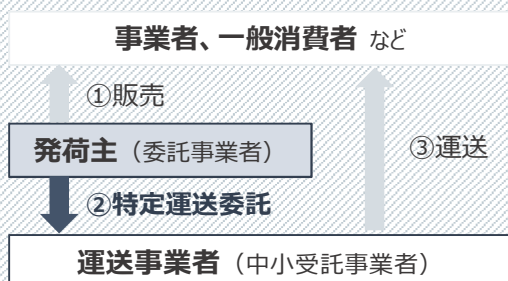
令和8年1月1日から、下請代金支払遅延等防止法（下請法）が改正され、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（取適法）に変わります。

今回の改正により、法律の適用対象が拡大され、「特定運送委託」が新たな対象取引に追加されることになりました。

特定運送委託とは？

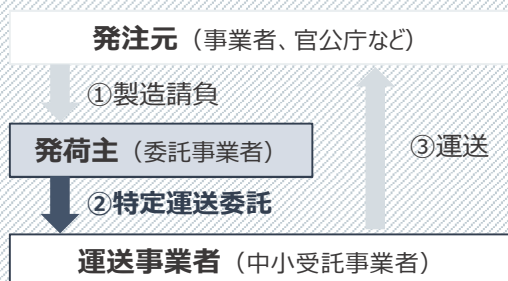
発荷主が自社の事業のために行う物品の運送（例：自社で販売する物品を取引の相手方に運送する行為）を、運送事業者（個人も含む）に委託する取引のことを指します。

類型1



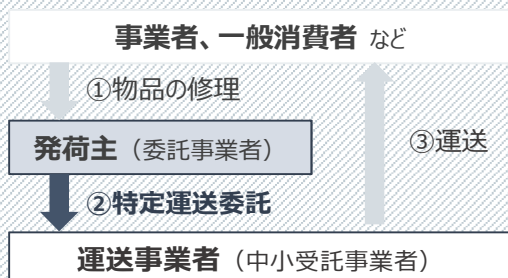
例：家具小売業者が、取引先に対し、販売する家具を引き渡す際に、その運送を他の事業者委託する場合。

類型2



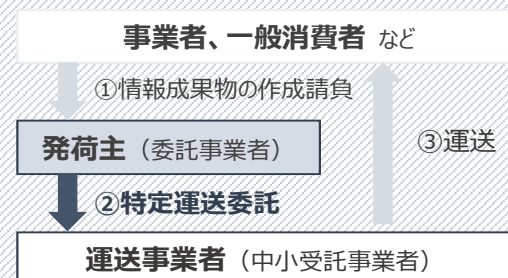
例：精密機器メーカーが、機械器具メーカーから製造を請け負い完成させた精密機器を引き渡す際に、その運送を他の事業者委託する場合。

類型3



例：自動車修理業者が、自動車販売業から修理を請け負い修理を完成させた自動車を引き渡す際に、その運送を他の事業者委託する場合。

類型4



例：建築設計業者が、建築業者から作成を請け負い完成させた建築模型を引き渡す際に、その運送を他の事業者委託する場合。



誰が対象になる？

取適法が適用されるかどうかは、発荷主（委託事業者）と運送事業者（中小受託事業者）の資本金の額又は常時使用する従業員数で決まります。

特定運送委託の場合

委託事業者

資本金 3 億円超

資本金 1 千万円超 3 億円以下

常時使用する従業員 300 人超



中小受託事業者

資本金 3 億円以下（個人含む）

資本金 1 千万円以下（個人含む）

常時使用する従業員 300 人以下（個人含む）

規制の内容は？

取適法では、発荷主（委託事業者）に対して4つの義務と11の禁止事項が課されています。

義務

01 発注内容の明示義務

02 書類の作成・保存義務

03 支払期日を定める義務

04 遅延利息の支払義務

禁止事項

01 受領拒否

02 支払遅延（手形払の禁止）

03 減額

04 返品

05 買いたたき

06 購入・利用強制

07 報復措置

08 有償支給原材料等の早期決済

09 不当な経済上の利益の提供要請

10 不当な給付内容の変更・やり直し

11 協議に応じない一方的な代金決定

注意すべきことは？

- 業務終了後60日以内で支払期日を設定し、発注時に明示する必要があります。
- 運送事業者からの価格交渉の求めに応じず発荷主側で代金を一方的に決定した場合には、買いたたきの禁止や一方的な代金決定の禁止に該当するおそれがあります。
- 委託先の運送事業者に対し、附帯業務（倉庫内での荷役作業や長時間の荷待ちなど）を無償で行わせる場合には、不当な経済上の利益の提供要請の禁止に該当するおそれがあります。

ご相談やご質問は、公正取引委員会の全国の相談窓口にお問い合わせください。

経済取引局取引部 企業取引課
☎ 03-3581-3375（直通）

中部事務所 取適法担当
☎ 052-961-9424（直通）

四国支所 取適法担当
☎ 087-811-1758（直通）

北海道事務所 取適法担当
☎ 011-231-6300（代表）

近畿中国四国事務所 取適法担当
☎ 06-6941-2176（直通）

九州事務所 取適法担当
☎ 092-431-6032（直通）

東北事務所 取適法担当
☎ 022-225-8420（直通）

中国支所 取適法担当
☎ 082-228-1520（直通）

沖縄総合事務局
公正取引課 取適法担当
☎ 098-866-0049（直通）